

主治医・かかりつけ医 殿

平素より川崎市保育園活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

従来川崎市の保育園では、食物アレルギーをもつ子どもに、食物の除去を始めとしたアレルギー対応をおこなう事を保護者が希望される場合には、主治医の先生から意見書をいただき、それを基に川崎市保育所入所児童等健康管理委員会で検討の上、対応を決定してまいりました。

また川崎市では、子どもの健全な発育発達には安易な食物除去は問題があると考え、個々の食物アレルギーの状態に合わせて、可能な場合には段階的除去を行ってまいりました。

しかし本年度より安全性をより高める目的で、厚労省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準じた対応を行うため、食物アレルギー対応において、**完全除去対応**を取り入れることとなりました。これは食物アレルギー対応の煩雑さを軽減する事で事故を未然に防止し、食物アレルギーによる症状から子どもを守るためでありますので、主治医・かかりつけ医の先生方にもご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

従来の「除去食申請に対する主治医意見書」に代わりまして、新たに「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をご記入いただく事となりますので、今後は全て新しい書式の「アレルギー疾患生活管理指導表」にご記載をいただけますようお願い致します。

なお食物アレルギーの診断が不確かな場合には、ぜひ川崎市内のアレルギー専門医療機関（*）へのご紹介をお願い致します。

以上ご賢察の上、何卒ご協力の程宜しくようお願い申し上げます。

（*）参考資料 食物経口負荷試験 実施施設一覧（食物アレルギー研究会 HP より）

<https://www.foodallergy.jp/ofc/kantou2022/>

アレルギー疾患の専門的診療を行う医療機関（神奈川県 HP より）

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4189/kawasaki.pdf>

川崎市保育所入所児童等健康管理委員会委員長

川崎市保育所入所児童等健康管理委員会

保育園での園児の健康管理に万全を期すため、医師・保育園関係者・行政職員等で組織された、川崎市が設置する委員会。疾病・障害等により保育園での受入に疑義ある場合や、アレルギー対応の必要性等を審議する。